

弁護士の

法律ケミカル  
ピーリング

～一皮むけば「そうだったのか!」～

田邊 昇 (中村・平井・田邊法律事務所/ねもと皮膚科/医師, 弁護士, MBA)

法律・裁判・訴訟、むずかしい…って思いませんか？

医師で弁護士でもある田邊先生が、法律をケミカルピーリングしちゃいました。すると…アラ不思議。なんだかつつきやすくなりました。どうぞお気軽に、お気軽に、読んでみてください！

第2回 医療訴訟の統計的概要  
～医療裁判って増えてるんですか？～

医療訴訟や医療安全に関する講演を依頼されると、講師控え室で座長役の先生からよく聞かれるのが、なんで弁護士になったのだということと、医療訴訟は増えているのかという質問である。前者は長くなるので、拙著『弁護士<sup>®</sup>による医療訴訟とリスクマネジメント』（2008年、医療文化社）でも読んでいただきたい。

後者であるが、**図1**のグラフをご覧ください。最高裁による統計資料から作成した図で、民事医療訴訟の件数推移である。本稿では、数字は最高裁の統計数値による概数等で記載している。

増加傾向（年間100件くらいであった1970年ごろからみると、ずっと増え続けている）にあったものが、2004年の1110件をピークとして減少に転じ、2010年ごろから再び微増に転じていることがわかる。



この動きは、じつは年間10万件以上ある（あった）過払い金請求訴訟と逆の動きをしている。簡単に報酬が見込める過払い金請求訴訟に多数の弁護士が参入したために、手間のかかる割には勝訴率の低い医療訴訟が敬遠されたのが原因と分析している。過払い金訴訟の推移などは最高裁の統計などで検索できるので一度見比べられるとよい。



図1 医事関係訴訟事件年次推移

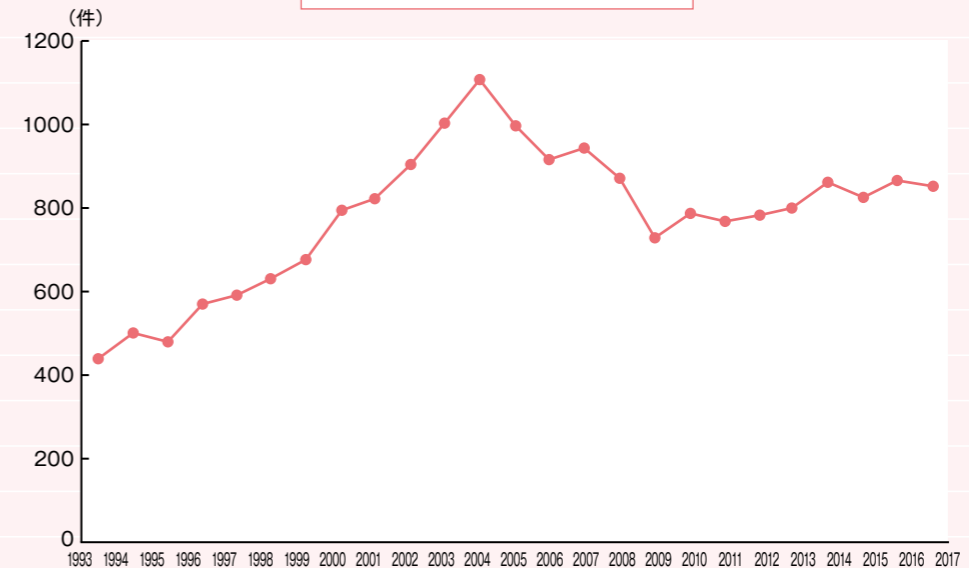
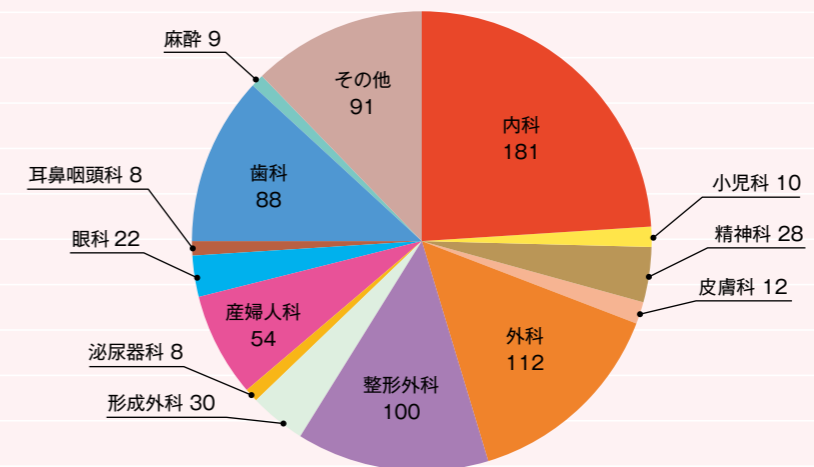


図2 2017年(H29) 診療科目別既済件数



診療科別で医療訴訟の内訳を見ると、内科が最も多い（**図2**）。一時は産婦人科の脳性麻痺<sup>しょうけつ</sup>事案が猖獗を極めたが、産科医療補償制度が2009年1月に発足してから減少した。しかし、同制度は、原因分析報告書が産婦側にも渡されるので、これによる訴訟もたびたび起こっている（高知地方裁判所判決平成28年12月9日判決 判例時報2332号71頁など）。美容診療のうち、美容皮膚科領域は皮膚科の事件として最高裁も扱っているようであるが、美容整形手術の領域では形成外科標榜医が行えば形成外科、美容外科医が行えばその他に分類されるとのことである。ちなみに麻酔科の事案が少ないのも、手術事案であれば、外科や婦人科などの執刀を行う診療科の過誤も通常は問われるために、主な争点が麻酔の問題であっても執